

○石川県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令

〔平成5年12月1日〕
石川県警察本部訓令第16号

最終改正 令和6年3月21日石川県警察本部訓令第12号

石川県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令を次のように定める。

石川県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
第2章 勤務運用等（第7条－第11条）
第3章 活動要領（第12条－第17条）
第4章 幹部の責務等（第18条－第21条）
第5章 教養及び指導監督（第22条・第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、鉄道警察隊の運営に関する規則（昭和62年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）に基づき、石川県警察鉄道警察隊（以下「鉄道警察隊」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織及び設置等）

第2条 鉄道警察隊は、生活安全部地域課に置く。

2 鉄道警察隊は、鉄道警察隊長（以下「隊長」という。）並びに係長、主任及び係員（以下「隊員」という。）をもって組織する。

3 鉄道警察隊の活動拠点の名称及び位置は、次表のとおりとする。

名 称	位 置
鉄道警察隊	金沢市木ノ新保町
鉄道警察隊小松駅分遣所	小松市土居原町
鉄道警察隊加賀温泉駅分遣所	加賀市作見町

4 前項に規定する活動拠点には、入口の見やすい箇所にその名称を表示するとともに、赤色灯を設置するものとする。

（任務及び事務）

第3条 鉄道警察隊は、列車、駅及び線路並びにこれらに接近した車庫、工場、信号所、駅舎内における店舗その他列車輸送に直接必要な施設並びにその周辺（以下「鉄道施設」という。）において、個人の生命、身体及び財産を保護し、犯罪の予防及び検挙、事故の防止その他鉄道に係る公共の安全と秩序の維持に当たる

ことを任務とする。

- 2 前項の任務を遂行するため、規則第3条第2項に定める事務を行うものとする。
(活動区域)

第4条 鉄道警察隊は、石川県警察の管轄区域内の鉄道施設（北陸鉄道株式会社の石川線及び浅野川線を除く。）において活動するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、鉄道警察隊は、警察庁が指定する列車及び関係県警察と協議して定めた路線の区間を運行する列車においては、管轄区域外においても活動するものとする。

(運営の基本方針)

第5条 鉄道警察隊の運営に当たっては、活動区域における治安情勢に即した活動に努めるとともに、他の警察部門及び鉄道施設を管轄する警察署並びに他県警察並びに鉄道事業者その他の関係団体・機関（以下「鉄道事業者等」という。）との連携を図り、その組織的機能を十分に発揮するものとする。

(事件等の処理)

第6条 鉄道警察隊は、鉄道施設における事件又は事故について、犯人の逮捕、危険の防止、現場保存等現場における初動措置を行った後、その処理を関係する警察署に引き継ぐものとする。

- 2 事件等の初動措置の範囲及び処理要領は別に定める。

第2章 勤務運用等

(勤務制)

第7条 隊長及び隊員の勤務制は、石川県警察職員勤務時間等及び勤務時間管理に関する訓令（平成4年石川県警察本部訓令第16号）の定めるとおりとする。

(勤務時間割)

第8条 隊員の勤務時間割の基準は、別に定める。

(勤務の種別)

第9条 隊員の勤務は、通常基本勤務及び特別勤務とする。

- 2 通常基本勤務とは、警ら、警戒警備、警乗、在所、立番及び見張の勤務をいう。
- 3 特別勤務とは、緊急配備、現場臨場等の所外活動、列車による現金等の輸送警備、通常基本勤務によらない犯罪の予防検挙、情報の収集、鉄道事業者等が行う鉄道事故防止活動に参加し、かつ、協力する活動等をいう。
- 4 生活安全部地域課長（以下「地域課長」という。）は、事件又は事故の発生等やむを得ない場合のほかは、隊員を第1項以外の勤務（以下「転用勤務」という。）に従事させてはならない。
- 5 地域課長は、転用勤務に従事させる場合は、その期間、人員等に留意し、必要最小限度にとどめなければならない。

(勤務計画)

第10条 地域課長は、鉄道警察隊の活動を計画的かつ効率的に推進するため、月間活動計画を定めなければならない。

2 隊長は、当務日における活動重点を、月間活動計画に基づき隊員に指示するものとする。

(活動の記録及び報告)

第11条 隊員は、勤務日における活動状況その他必要な事項を、別に定める活動日誌に記載し、隊長に報告しなければならない。

2 隊員は、月別の活動結果を地域課長に報告しなければならない。

第3章 活動要領

(制服の着用等)

第12条 隊長及び隊員は、制服を着用して勤務しなければならない。

2 隊員は、前項の規定にかかわらず、事件、事故等の発生状況を勘案して必要があると隊長が認める場合は、私服を着用することができる。

(腕章の着装)

第12条の2 隊長及び隊員は、制服に鉄道警察隊腕章を着装することができる。

(警ら)

第13条 警らは、鉄道施設を巡回することにより犯罪の予防検挙、危害の防止、付近住民に対する保護、助言及び指導、少年の補導等を行うとともに、鉄道施設に係る状況の把握に当たるものとする。

(警戒警備)

第14条 警戒警備は、鉄道施設のうち駅構内、線路、運転保安設備その他重要な鉄道施設について、巡回、駐留等の方法により警戒し、又は警備するものとする。

(警乗)

第15条 警乗は、列車に乗務して犯罪の予防検挙、事故の防止、要保護者の発見及び保護等の警察活動に当たるものとする。

2 警乗は、原則として2名1組を単位として、警察庁及び石川県警察の定める警乗計画により行うものとする。ただし、隊長は計画に定めのない列車について、特に必要があると認めるときは、臨時に警乗を実施させることができる。

(在所)

第16条 在所は、鉄道警察隊の活動拠点内において諸願届の受理、無線等通信業務、書類の整理、装備資機材及び施設の点検整備等を行い、併せて外部に対する警戒に当たるものとする。

(立番及び見張)

第17条 立番は、原則として鉄道警察隊の活動拠点外の適当な場所に位置して、立って警戒するとともに、諸願届の受理その他業務に当たるものとする。

2 見張は、鉄道警察隊の活動拠点内の出入口付近に位置して、椅子に腰掛けて警戒するとともに諸願届の受理その他業務に当たるものとする。

第4章 幹部の責務等

(地域課長の責務)

第18条 地域課長は、事件、事故等の発生状況その他の管内の情勢を的確に掌握し、

鉄道警察隊の計画的かつ効率的な運営に当たるとともに、隊員に対する指揮監督及び指導教養を適切に行わなければならない。

2 地域課長は、鉄道警察隊の運営に当たっては、隣接県警察及び沿線警察署長並びに鉄道事業者等と常に緊密な連携を保持しなければならない。

(隊長の責務)

第19条 隊長は、地域課長の命を受けて、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 隊の運営に関する企画及び立案
- (2) 隊員の運用、指揮監督及び指導教養
- (3) 車両、装備資機材、施設等の管理
- (4) その他地域課長の指示する事項

(係長の責務)

第20条 係長は、隊長の責務を補佐し、隊務の円滑な運営に努めるものとする。

2 任務の遂行に当たっては、率先垂範するとともに、隊員に対する実践的指導教養を行わなければならない。

(連絡主任者)

第21条 他県警察の管轄区域にわたる鉄道警察隊に係る事務処理の適正を図るため、鉄道警察隊に連絡主任者を置く。

2 地域課長は、連絡主任者を指定するものとする。

第5章 教養及び指導監督

(幹部会議等)

第22条 地域課長は、鉄道警察隊の適正かつ効率的な運営を図るため、毎月1回以上幹部会議を開催するものとする。

2 地域課長は、毎月1回以上隊員を招集し、勤務及び運営に関する指示並びに指導教養を行うものとする。

(指揮監督及び指導教養上の留意事項)

第23条 地域課長及び隊長は、隊員の指揮監督及び指導教養を実施する場合には、次の点に留意しなければならない。

- (1) 任務の付与及び指示命令を行うに当たっては、個々の隊員の実務の実態を的確に掌握し、能力、個性等に応じて具体的に行い、その結果を確認すること。
- (2) 鉄道施設、鉄道運輸等に関する知識その他鉄道警察隊の事務に必要な専門的な知識及び技能の習熟努めるよう指導すること。
- (3) 適正な職務執行が行えるように実践指導すること。

附 則

この訓令は、平成5年12月1日から施行する。

附 則 (平成21年10月20日警察本部訓令第19号)

この訓令は、平成21年10月20日から施行する。

附 則 (平成27年2月23日警察本部訓令第4号)

この訓令は、平成27年3月9日から施行する。

附 則（令和6年3月21日警察本部訓令第21号）
この訓令は、令和6年3月21日から施行する。